

第892回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和7年11月6日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者（18名）

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 賴之
4番 山本 欣史	5番 岩本 誠司	6番 井垣 水里
7番 澤田 誠規	8番 川田 直樹	9番 小島 久司
10番 寺田 巧	11番 羽賀 大透	

1番 松本 功	2番 保田 稔	3番 川島 照久
4番 堀内 愛貴	5番 赤星 文香	6番 山本 大
7番 浦田 久永		

4. 欠席者（0名）

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長 小松 憲司 事務局 会計年度任用職員 福井 舗子

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について
議案第2号 農地法第5条許可申請審査について
議案第3号 宿毛市農用地利用集積等促進計画について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（諮問）

○会長 (招集あいさつ)

○議長 これより、第892回宿毛市農業委員会の会議を開会します。

○議長 「議事録署名委員」の指名を行います。

議事録署名委員は、3番 濱田 順之 委員、4番 山本 欣史 委員にお願いします。

○議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。

議案書は1ページになります。

受付番号16番、橋上地区です。場所は2ページに位置図をつけておりますが、旧橋上小学校前、県道沿いと川向こうの農地2筆です。売買により所有権を移転するものです。

水稻を栽培するとの計画が出されています。

宿毛市農業振興地域整備計画の農用地区域内農地になります。

受付番号17番、小筑紫町湊地区です。場所は3ページに位置図をつけておりますが、国道から旧道に入ったところにある農地1筆です。贈与により所有権を移転するものです。

果樹を栽培するとの計画が出されています。

本申請は双方から委任を受けた西川行政書士から提出されております。

受付番号18番、山田地区です。場所は4ページに位置図をつけておりますが、東竹石地区集会所近くの農地1筆です。贈与により所有権を移転するものです。季節野菜を栽培するとの計画が出されています。

受付番号19番、山田地区です。場所は5、6ページに位置図をつけておりますが、東竹石地区集会所近くの農地3筆と山田八幡宮近くの農地1筆です。季節野菜を栽培するとの計画が出されています。

以上4件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

説明については、以上になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 続きまして、受付番号16番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに16番を読み上げる】

○議長 続きまして、受付番号17番について、小筑紫地区担当の羽賀委員より説明をお願いいたします。

○羽賀委員 【議案書をもとに17番を読み上げる】

○議長 続きまして、受付番号18番及び19番について、山田地区担当の小島委員より説明をお願いいたします。

○小島委員 【議案書をもとに18番及び19番を読み上げる】

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」4件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしと言うことですので、「議案第1号 農地法第3条許可申請審査について」4件は、許可することに決しました。

○議長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いします。

○事務局長 説明

○議長 続きまして、受付番号3番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに3番を読み上げる】

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより、採決をいたします。

議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということで、「議案第2号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第3号「宿毛市農用地利用集積等促進計画について」ご説明いたします。

議案書は9ページから10ページになります。

受付番号27番から33番における利用権設定の借主は、「農地中間管理機構」である「公益財団法人高知県農業公社」であります。

まず、議案第3号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど11ページから12ページにあります議案第4号と

しまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

受付番号27番につきましては、大深浦地区における農地4筆につきまして、面積6, 543m²、設定期間は20年で、利用権の種類は使用貸借になります。登記地目は田、現況地目は畑で果樹を栽培するとの計画が出されております。

受付番号28番につきましては、押ノ川地区における農地8筆につきまして、面積4, 527m²、設定期間は20年で、利用権の種類は使用貸借になります。登記地目は田、現況地目は畑で果樹を栽培するとの計画が出されております。

受付番号29番につきましては、山奈町山田字長尾分202番1、1筆につきまして、面積700m²、設定期間は5年で、利用権の種類は使用貸借になります。登記及び現況地目は田で水稻を作るとの計画が出されております。

受付番号30番につきましては、山奈町山田字長尾分203番、1筆につきまして、面積745m²、設定期間は5年で、利用権の種類は使用貸借になります。登記及び現況地目は田で水稻を作るとの計画が出されております。

受付番号31番につきましては、山奈町山田字長尾分204番、1筆につきまして、面積1, 426m²、設定期間は5年で、利用権の種類は使用貸借になります。登記及び現況地目は田で水稻を作るとの計画が出されております。

受付番号32番につきましては、山奈町山田字井ノ上63番、1筆につきまして、面積3, 113m²、設定期間は5年で、利用権の種類は使用貸借になります。登記及び現況地目は田で水稻を作るとの計画が出されております。

受付番号33番につきましては、山奈町山田字タクミダ357番、1筆につきまして、面積2, 435m²、設定期間は5年で、利用権の種類は使用貸借になります。登記及び現況地目は田で水稻を作るとの計画が出されております。

以上7件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たしていると事務局は考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 続きまして、受付番号27番について、西地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに27番を読み上げる】

○議長 続きまして、受付番号28番について、押ノ川地区担当の稻田委員より説明をお願いいたします。

○稻田委員 【議案書をもとに28番を読み上げる】

○議長 続きまして、受付番号29番から33番について、山田地区担当の小島委員より説明をお願いします。

○小島委員 【議案書をもとに29番から33番を読み上げる】

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。

議案第3号「宿毛市農用地利用集積等促進計画について」7件の報告があり、審議の結果、問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということで、「議案第3号」7件は、市に通知することに決しました。

○議長 続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を議題といたします。

○議長 産業振興課、舛谷補佐より議案の説明をお願いいたします。

○舛谷補佐 産業振興課、舛谷です。よろしくお願いします。

○議長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 それでは、これより採決をいたします。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見収集について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしと言うことですので、「議案第4号」7県は、市に答申することに決しました。

(協議事項)

○議長 続きまして、協議事項にはいります。

非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。

受付番号19番、申請場所、所在地、大字山奈町山田、登記地目は畠1筆、14ページに位置図を付けております。

場所は、大字山奈町山田。竹石地区。東竹石地区集会所手前付近。

申請者は令和5年9月に相続により所有権を取得しましたが、長年県外で居住しており、今後戻る予定もないことから、このたび実家と農地を処分することとなりました。

なお、農地につきましては、先ほど「議案1号」農地法第3条許可申請（受付番号18番）にてご審議いただいた内容になります。申請地は市道に面しており、実家へ通じる進入路として昭和52年頃より道路として利

用されており現在に至る。現況は公衆用道路です。

なお、本申請は委任を受けた山下行政書士から提出されておりますことを申し添えます。

受付番号 20 番。申請場所、所在地大字押ノ川、登記地目は畠 1 筆、15 ページに位置図を付けております。

場所は、大字押ノ川。国道 56 号線押ノ川、聖ヶ丘病院前交差点から市道を北側へ進み、中村宿毛道路沿いに位置しております。

申請者は、生前、建築業を営んでおり平成 12 年 10 月に売買により申請地を取得。現在に至る。現在、相続登記の手続き中です。現況は宅地です。

なお、本申請は委任を受けた山下行政書士から提出されておりますことを申し添えます。

受付番号 21 番。申請場所、所在地大字松田町、登記地目は畠 1 筆、16 ページに位置図を付けております。

場所は、大字松田町。宿毛中学校北側、住宅地内の一角に位置しております。申請地は、日本郵政公社が昭和 43 年従業員用の住宅を建築、住宅地として利用していましたが、令和 4 年 3 月 2 日に取り壊し、現在は更地となっております。住宅地の一辺ではありますが、今後建物建築の予定はありません。現況は宅地です。

なお、本申請は委任を受けた山下行政書士から提出されておりますことを申し添えます。

以上、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 続きまして、受付番号 19 番について、山田区担当の小島委員より説明をお願いいたします。

○小島委員 【議案書をもとに 19 番を読み上げる】

○議長 続きまして、受付番号 20 番及び 21 番について、押ノ川地区及び街区地区担当の稻田委員より説明をお願いいたします。

○稻田委員 【議案書をもとに 20 番及び 21 番を読み上げる】

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は

ございませんか。

(審議中)

○議長 意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採択をいたします。

非農地証明 3 件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適當と認め証明することにご異議ございませんか。

(「意義なし」との声あり)

○議長 異議なしと言うことで、非農地証明 1 件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 ①次回会議の日程（11月27日（木曜日））について
なお、岩本会長は、11月27日、28日の両日、東京都内で開催されます全国農業委員会会長代表者集会へ参加予定につき、定例会は欠席となりますので、申し添えます。

○議長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議 長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
これで第892回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和7年11月6日

会 長

農業委員

農業委員